

【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和4年度第1回臨時総会別添資料

2022.10.30（日）13:04～14:50

内田会長挨拶：皆さんこんにちは。私が日本連盟の会長になってもう4年になります。最初の公約として挙げた国体を通年開催に戻すということと、公益法人化を目指すということで頑張ってきたわけですが、公益法人化を目指すにあたり、本日話し合われる加盟団体規程というのはどうしても必要なものです。様々な意見が出ておりますが、その辺を皆さんで話し合っ歩き寄りながら、必ず加盟団体規程を作るということで本日話し合いをしたいと思いません。

1 目的事項

(1) 決議事項

1. 加盟団体規定の制定に関して

仲間議長：先日、私の方で内閣府の担当の方と面談をしてみました。日本ボクシング連盟の公益法人等に対する取り組みというのは非常に評価されておりまして、公益認定委員会の方でも公益化に向けて、間違いなく最終段階にあるということをおっしゃっていただいております。ただこの加盟団体規程がないということに関しましては、どうしても処理の中で欠落した部分として、公益認定委員会の方に評価をされてしまう。法的に絶対に公益化ができないのかということ、もちろんそうではないのかもしれませんが、書類審査ですので、こちらだけ何故ないのですか。今はそれが無いと、NFと加盟団体とがきちんと話し合いができていないのではないのですか。という形になります。やはり加盟団体規程をきちんと成立をして、内閣府に提出させていただく必要がありますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。総会に先立ちまして、加盟団体規程案の方を皆様に送付させていただきました。いくつかの都道府県の方から意見をいただきましたので、こちらの方は担当者などで話し合い、監事の岩井弁護士、顧問の山崎弁護士にも見ていただいて、最終的な案を提示させていただいております。これが昨日、皆様の手元の方に届いているかと思っております。その後いくつかの都道府県がご意見をくださっておりますが、こちらに関しては書面での反映は難しいですが、確認させていただきましたところ、概ね先に他の都道府県が指摘してくださった点と同じではないかなということを確認しております。ですので、書面での逐一の回答ということではできていませんが皆様がお認めいただいた点に回答させていただいているというふうに確認させていただいております。こちらに関しては都道府県の質問に対して中心となって回答を作成していただきました杉崎理事の方から一つ一つ解説をしていただいて、議論していただく形にしようかと思っております。

杉崎理事：一緒に質問の整理表を作っておりますので、その順番で大体の説明をさせていただきたいと思っております。

1. 各都道府県代表の代表を入れた会議をしっかりと開催して成案を目指すべきだというご意見がございましたが、この加盟団体規程は2年ほど前から原案を提示して、日連の方では制定をここ数年の課題として歩んでこられたということをお認識しております。

2. 第12条、会費の納入のところですが、金額の明記というところがございますが、これは修正案で金額については別に定める。ということで挿入させていた

だきます。

3. 第14条(1)ウ、日連の方針に反しないこと。というのがありますが、これは紛らわしいので、削除の方向で訂正案を出しております。

4. 第24条、日連監督行為に協力する義務について、一方的に協力を規程するのはおかしいと。JOC加盟団体規程にはないというご指摘ですが、調べてみますと、日本スポーツ協会の加盟団体規程の第25条にはこの協力義務が制定されていますので、このままにしたいと思います。

5. 公益社団法人に認定されたときには改めて内容は検討するのか。当然これは今後も含めて内容を検討させていただくということになるかと思えます。検討する委員会はコンプライアンス委員会の方で引き取ってさせていただくということになるかと思えます。

6. 加盟団体に所属する選手が不利益を被ることがないように日連では対応させていただきます。それ以上に加盟団体の方では、ガバナンスコードに基づいた透明性をしっかり担保した運営していただくということが大事かと思えます。

7. 第8条、収支予算書・収支決算書の提出について、これは必要なしという意見ですが、統括団体と加盟団体との関係で、これを提出していただきたい。したくないという思いは理解できなくもないですが、日本スポーツ協会の加盟団体規程でも記述がありますし、各都道府県、例えば東京都の体育協会の加盟団体規程の第9条・第10条に収支予算書決算書の提出という要件がありますし岡山県スポーツ協会さんの方にもありますので東京都体育協会には、当然東京都ボクシング連盟、これ加盟されております。岡山スポーツ協会さんの方にも、岡山県ボクシング連盟さん加盟されているので、そちらには提出して日連には提出しないということはちょっと想定しにくいのでこのままでさせていただいております。

8. その他に日連が必要と認める資料の具体的説明。定期的に提出するのであれば具体的に示すべきだ。これは確かに、後からこれを出せというもおかしいかなとも思えますのでこれは削除して最低限の必要書類での、収支それから事業そして役員名簿の三つを最低限で対応していただければというふうに考えます。

9. みんなボランティアベースで協力している健全で明るい活動ができるようにお願いしたいということですが、これは確かにそうですが、ガバナンスコード一般団体向けを見ていただきますと記述があるのですが、こういうふうにボランティアベースでやってきた。ということが最終的に不祥事に繋がってしまったところで、ガバナンスコードを確認していただきたいと思えます。

10. 第19条ブロック連盟は定款上存在しない。資金の提供も受けていないので役員名簿・事業を計画で十分だと。加盟団体規程で地方ブロック連盟を規定するのは適切でないというご意見、等々ございますが、日本ボクシング連盟ではブロック連盟および加盟団体の統括団体として存在しています。あくまでブロック連盟も競技会等をしていますので、しっかりと協力し合って、透明性を持って運営していくというところで、今回加盟団体の集合体として位置づけております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

先ほどから収支、それから事業計画報告そして役員名簿とありますが、これを提出していただく必要は最終的にはないのですが公表をお願いします。これは、ガバナンスコードにも書かれておりますけれど、透明性を持ってということ、公表していただくというところであればわざわざ日連に提出していただく必要はな

いわけで、そちらの方の対応を今後、努力していただければと思います。

11. 20条ですが、地方ブロック連盟の規則、地方ブロック協議会規則はまだ制定されていないというところです。これは今後、協議委員会の方で制定を目指していただくということになるかと思います。

12. 日連が加盟団体を支配するということになる。もう少し時間をかけて協議すべきであると。支配するという表現ですけども統括団体である以上、監督する必要はあるかと思うのでご理解をお願いします。

13. 新たに規約を追加する経緯というところではありますが、これ先ほど仲間専務が経緯述べておられましたけれども、やはりガバナンスコードこれを受けていると、そして内閣府は、ぜひとも必須だと言われているところがあるということで今回、加盟団体規程をコンプライアンス委員会から提案をさせていただいております。

14. 他のスポーツ団体での規約の比較はということですが、他のスポーツ団体を調べていたらきりがないので、もしよろしければインターネット等で簡単に見られますので、もし必要であれば、ご確認いただけたらと思います。

15. 日連への一定の人事についての意見反映ということで、これは理事の推薦もできるので正会員も出しているというところをご理解ください。

16. 処分対象となる行為と処分内容の具体的明示。これは事案が発生していないので、今後の積み上げになっていくかと思います。

17. 日連から加盟団体に求める規約内容の有無、要請内容ですが、規約のないところはしっかり今後規約を作っていただくというところをお願いしたいと思います。

18. ガバナンスコード一般スポーツ向けの適用状況について、年間自己説明および公表について何を媒体としてどのように説明するのかと具体的に説明が欲しいというところではありますが、ホームページでしっかり確認できますので、スポーツ庁のホームページを開いていただいたら、すぐに出てきます。もし必要であれば所属の都道府県のスポーツ協会を確認していただいても説明いただけると思っています。

19. 第6条2項(5)、1号に関連法令および加盟団体に適用する日連諸規程等遵守かつ必要となる諸規程等々でございます。これは過去の経緯を踏まえ加盟団体においてもガバナンス・コンプライアンス・スポーツインテグリティに留意し、組織運営に努めていただきたいということでこのままにしております。

20. 第10条の公表の方法については、ホームページやSNS等を加盟団体さんの方で使って公表してくださいという意味です。

21. 第12条の会費とは維持金のことか。これは仲間専務をお願いします。

仲間議長：現状会費として納めていただいているという形だと思いますので法的に維持金という名前になるのかもしれませんが、ここで確認することではないと思います。

杉崎理事：**22.** 第14条(8)、その他審査上必要と認められる事項については、紛らわしいので削除しました。

23. 第19条、地方ブロック連盟の収支は、補助金をもらっていないのになぜ提出するのか。これは、地方ブロック連盟さんも収支はやっているとしますので、提出していただけないのであれば公表の方向へというところをお願いできればと思います。

24. 使命という文言は組織の形態から適切でない。これは意味がわかりませんでした。組織として、スポーツ団体として存在している以上これはミッションや使命は必ずあるかと思えます。

25. 第21条、定期的検査とは何をどうする予定か。これは定期的を削除させていただきます。

26. 第25条、第14条の表現を具体的に示せられておらずわかりにくい為、処分の対象には適切でない。こちらの方では非常に具体的に書かれているなど思っておりますので意見の相違かなと思えます。

27. 質問提出から臨時総会まで期間短く十分な話し合いができていない。ということですが、これは2年前から原案の提示し、意見を求めていますのでこれもそのままさせていただきます。

28. 日本スポーツ仲裁機構に定める手続きの解決とあるが中央統括団体と加盟団体との紛争を対象としない。実際に確認しますと、スポーツ調停であれば取り上げることが可能であるというところで、実際にスポーツ仲裁機構から、このような文面に改められたらどうですかというところで、第26条に新しいものを提案しております。

29. 定款と相いれない部分と定款に規定すべき事柄がある。整合性をとるべき。ですが、全く相容れないものではないとコンプライアンス委員会での審議でもそう考えております。微細な部分は今後検討していきたいと思えますコンプライアンス委員会の方でこの辺は引き取って検討を重ねていきたいと思っております。

30. 加盟団体を代表する者の選任は加盟団体固有の権利なので削除すべきというところではありますが、定款と同じような表現にして対応します。

31. 日連が保有する情報の取得というところですが、日連が保有する状況全て提供するわけではないので、日連が提供するということでそのまま指しております。

32. 各種提出書類の書式については、それぞれに任意でございますので、それぞれの加盟団体さんの方で、使用している形式で結構でございます。

33. 役員名簿の提出は開始時期の方が良いのではないかと。というところがございますがこれは日本スポーツ協会の定めと同様にしておりますのでそのままとします。

34. 過去5年分でなく施行年度以降からでお願いしたい。スポーツ協会等も、規程を作って、いきなり出ささいという形では運営していないようですので、そんなに厳密に、すぐにということにはならないかと思えます。緩やかな対応も、日連はするべきであるというふうに考えております。

35. ご指摘通り、第1項を挿入しております。

次に、加盟団体の処分に関する基準についてです。

36. 退会についての決議ですけれども、これは過半数ではなくて、定款では除名等は3分の2となっているので、これは仲間専務の方にお預けしたいと思えます。

37. 資格停止処分、当該選手が直接的な処分対象でない場合、出場機会を失う

ことはないというところですが、選手の権利保護については十分配慮する必要があるというふうに思いますので、加盟団体さんもしっかり運営していただけたらというところでございます。

38. から39. 退会規定等については、その通りですので、これも仲間専務の方にお預けして資格停止は過半数というところなどを今後、皆さんで協議していければと思います。

40. 先ほどと同じです選手の権利保護については十分、この後しっかり認識して運営したいというところでございます。

41. 処分を決める機関に公正な第三者を加えること。当該団体が選任した弁護士の間与というところではありますが、倫理資格審査委員会には、外部委員の方が入っております。今後も外部委員の方に入っていただくという方向で、委員会内では認識していますので、よろしくをお願いします。

42. 手続きの記載はあるが対象の恐れのある具体的表記がないのでわかりにくい。ということについては、今まで前例がありませんので今後積み上げていくということになるかと思えます。

43. 定款に地方連盟の大会は定めがない定款を変更すべきということですが、コンプライアンス委員会で今後引き取ってきっちり議論していきたいと思えます。

44. 資格停止の項目について加盟団体を代表する者の選任が記載されているが具体的意味は、日連が停止するものではない。これは正会員の資格停止という意味であれば定款には正会員について謹慎処分、除名が規定されている。ということですが正会員は個人扱いとしています。今回は加盟団体ですので退会という表記になっております。

45. 地方ブロック連盟に対して除名ができないことになっているが、加盟団体に対して退会が規定されている第2条に地方ブロック連盟も対象となっているということですが、この辺は、またコンプライアンス委員会で引き取らせていただきたいと思えます。

46. 第5条3項、正会員の選任だけで良い。というところですがこれも実は定款の規定を準用しているというところでご理解ください。

私からは以上になります。ありがとうございました。

東京都吉沼氏：1. のところですが、2年前から原案を提示し、意見を求めている。私の記憶では確か2年前に加盟団体規程案が出て、いくつかの意見があって、それ以降その加盟団体規程案が改訂されたとか、そういうものは見ておりません。ましてそれが各都道府県に配布されて意見を求められたことはないと思っています。その後だぶん経ってから、仲間専務が、今回もおっしゃっていますけど、公益法人化には、加盟団体規程が無いことが、ほぼ唯一の大弱点になっているというようなお話があって、アンケートを取る話があり、だぶん遅れて簡単なアンケートがあって今回の加盟団体規程案それから処分基準案の提示になったということです。私は東京都の事務局をやっておりますが、もしそれ以外にいわゆる地方団体という都道府県連盟にその意見を求めるような、アナウンスやお知らせとか要求とかそういうのがあったら教えていただきたい。つまり、2年の間にどのようなことをやられたのでしょうか？具体的にお知らせいただきたい。

仲間議長：2年前から作るという話をしていますし、作りますと言って、ずっと同じテンションでこの話題だけを議論しているわけではなく、役員選挙があったり、いろいろな問題があったりします。それがあつた中でやっているの、毎回この加盟団体規程について熱く議論しているというわけでは確かにないかもしれません。しかし、これを作っていきますという話を、ちょこちょこ話もして各正会員の皆様には連盟に持ち帰っていただいて話をさせていただいているという認識ですので、こういう最終的にこの案でどうですかと出したときに、案を返していただくのに時間としてはすごく足りないということはないとは思いますが。

東京都吉沼氏：それは、理事会ベースの話で理事が各地方連盟に全部いるわけではなくて、各地方団体との規約ですので、地方団体とのコミュニケーションは取っていたのかという話です。

仲間議長：2年前に、こういうのをやっていきますと話を、アンケートをとっています。今回案を出させていただいて、3週間あつて意見をくださいという時間がとても短いとは思えませんが。

東京都吉沼氏：ですから私が言っているのは2年前からというのと、その2年前からアンケートまでの時間をもう1回お調べください。この辺はよく事務局の方も調べてみてください。

仲間議長：調べて何をしたらいいですか。

東京都吉沼氏：いや、だから2年前からやっているから十分でしょうという意見ですから。2年前からやっていることが少なければそれは十分でなかったという話になると、いうことですね。だから私が聞き逃したかもしれませんが、どの程度のことをやられてここまでたどり着いたのかというのを教えていただければと、後で結構です。

仲間議長：こういったものを作っていきますというアナウンスをして、確かにアンケート自体の間に1年ぐらい間があつたと思います。それで返信が来て・・・規程を作るという案なので、その規程のたたき台ができて、そこから1年間議論をし続けると規程が作れないということではないと思いますが

東京都吉沼氏：ええ。ですからその2年間っていうのは、あるタイミングで、要するに最初に出てから、今回前までがだいぶ時間があつて、そのアンケートの中身もご存知ですよ。

仲間議長：はい。

東京都吉沼氏：はい。それがそれだけのアンケートでした。なので、ここで地方連盟との十分な加盟団体規程に対するやり取りができたのかどうかというのを検証していただきたいというのが私の意見。つまり2年間やったよということではなくて、期間じゃなくて中身です。私が言っているのは。

千葉県塚本氏：皆さんの大事な時間を使って会議に参加しています。今の論議はですね、過去にあつたのか、なかつたのかっていうことを言っていましたけども、結果的に臨時総会の前には規程案が出ているわけです。今回の臨時総会の趣旨は、この前もつて出した規程案についてどうなかつたという問題について進めようとしているわけで、ちょっと今のお話みたいなことで長くなるのは本望ではないです。議長よろしくお願ひします。

東京都吉沼氏：私はただ質問の回答に対して考えるところがあつたので申し上げただけです。質問事項に対する対応について考えるところがあつたので申し上げたわけです。い

たずらに議事を延ばそうというわけではございません。

茨城県中島氏：今の件ですけど2年前くらいかも知れませんが、今回出た案と同じようなものが配られて、その時は皆様、本気になられたのかわかりませんが、いくつかの意見書は出ていると思いますが、その意見書に対して何の返答もなかった。しばらくの時間が経って、今、急にこういうふうに盛り上がってきた。それはそのためには公益化があるからかもしれないが、その辺はせっかく盛り上がったのだから、もっと議論を尽くすべきだと、あのときちょっと意見が出たんだけど、意見を出してそのままになってしまったということはあるんですね。出すなら審議決議じゃなくて、もっと議論を尽くすべきと。というようなことを思います。

仲間議長：中島会長ありがとうございます。それに関しては今決議するべきではないというようなご意見かもしれませんが、一応決議事項として出させていただいていますので、それが十分であったか、ないかどうかを議論することは、塚本会長が先ほどおっしゃったように適切ではないと思います。もし十分な議論が尽くされていないということであれば最終的な議決のときに反対という形で挙手をしていただければと思います。

東京都吉沼氏：8条の東京都体育協会、私どもの質問は交付金がないのに言い出すのはどうかと。当然のことながら東京都体育協会からは莫大な額をいただいておりますので、そこには出してあります。前提条件として交付金がないところでどうして出さないといけないのかという質問なので、東京都体育協会が加盟団体で出しているっていうのはこれ話がちょっと違うというふうに思います。

仲間議長：最終的に日連に提出しなくても公表をしてくださればいいです。公表してくださったものに対して、我々もその情報を取りに行きますので、交付金や助成金がないから提出する義務がないだろうということは主張としては理解できますが、きちんとした運用をしているということを公表していただいているかどうかということに関しては我々の監督義務がありますので、例えば日連に提出ではなくて第三者にも見る形で公表すること。という文言に変えることは可能かと思えます。

岡山県西山氏：42.の基準でございます。今後事例を積み上げていくことになるということでございますが、私ここに日本スポーツ協会のスポーツ指導者の処分基準というのを持っているのですが、これにはちゃんと違反行為として具体的に挙げてあります。こういったものを可能であれば記載していただいた方が目安になっていだろうと思うんです。要件が処分基準には書いてないので、わかりにくいと思ってそれで発言しました。

杉崎理事：日本スポーツ仲裁機構に問い合わせたところ、もし加盟団体さんの方で不服があれば、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ調停に取り上げることは可能であるということですが、日本仲裁スポーツ仲裁機構さんの方も前例がないんです。今まで前例がないということですので、事例を積み上げていくことになるということとございまして。これも、コンプライアンス委員会の方で引き取らせていただいて、今後の改訂の必要があれば、記述をしていくというところで、ぜひともお願いしたいと思います。

仲間議長：規則規程に関しては、一生それでいくものでは当然ありませんので実態に応じて、もしくは経験など、いろいろなものが蓄積されてきたら逐次改定を皆様と話し合っってやっていくものだと思いますので、まずはこういった形で規程という箱を作って、必要性があれば随時話し合いながら改定という形が通常の形だと思います。

東京都吉沼氏：11. の第20条のところですが、地方ブロック連盟と地方ブロック協議会、この二つの関係性というのはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか？この辺、どのように整理されるおつもりでしょうか？まだ規程も決まってないようなのですが方針をお知らせいただければと思います。

杉崎理事：私は地方ブロック協議会のメンバーでもありますが、日連で地方ブロック連盟の存在の仕方というのがしっかり規定できてないと思います。今後、この地方ブロック協議会の方でこの辺もあわせて、規則の整備とともにしっかり議論して日連の方に上程していただくというこういう流れが必要かと思っております。

千葉県塚本氏：先ほどから規程の話聞いています。とりあえず今回さっき仲間専務言った通り、公益財団を取るために必要な規程を大枠で作るんだと私は理解しています。先ほどからの細かい中小いろんなどの指摘がありますけれど、どんな条例とか規則も一つで全部を網羅することはできないわけです。である以上は、一つ大枠を定めた上で、足りないところや委員会の設置などいろいろ要綱要領で作っていくということで、理解しているんですけれどもよろしいのでしょうか。

仲間議長：はい、おっしゃる通りです。とにかく加盟団体規程というのは比較的大きな枠ですよね。それがまず無いということの内閣府の公益認定員会から指摘を受けているという状況ですので、まずきちんと枠を作って、その上の蓄積であったり、細かな例えば定款や他規則との齟齬だったり、基準の状況だったり、実際に続けながら持っていくものですので、まずここで一番大きな枠をきちんと決めさせていただきますというのが今回の目的でございます。

広島県田浦氏：今回10月5日の文章で加盟団体規程に関する意見聴取という文書をいただきました、県連で会議をして今回の整理表の一番にも出ていますが広島県からの質問をさせてもらっております。限られた時間でもありますので、今回ここでの回答ではなくて結構ではありますが、この加盟団体規程の議論をこれまでも重ねてきたが、いよいよ最終段階だとあるが、各都道府県連盟として議論を重ねてきたことになるのかなど。それがあるので、質問したところですが、21年5月ぐらいに加盟団体規程が10条ぐらいで出ておりましたが今回28条ぐらいなのが出てまして23日までに〆切だということだったので、これはもうちょっと揉まないといけないのではないのですかという質問をしております。先ほどあったようにそれは採決で反対すればいいじゃないかということなのであれば、この議論を重ねてきたというのは、今日でなくてよろしいので、いつこういうことをしているんだと、県連にはこういうのを何月何日に投げているんだなどが残っておりますから、それを教えてもらえないですか。それを持って帰ってまた県連でこういうご回答いただいたということで、報告をしたいと思っておりますのでよろしく願います。それと10条が25条に、今回の分で28条に増えたんですかね。それも限られた時間ですから。別途またご回答いただければと思います。

仲間議長：はい。承知しました。

東京都吉沼氏：36です。退会のところで3分の2、過半数というところがあります。ここに対応としては理事会3分の2総会3分の2に修正するという話になっております。そもそも定款には、この議決項目が載っていないと思うのですが。また3分の2になりますと、特別議決事項、つまり普通は過半数なので特別議決事項の中にも、定款にも入れなきゃいけないという話になると思いますが、前の方の回答で定款とあまり相違はないという話でしたが、ここは相違があるんじゃないかな。要するに定款と一緒に直さないとつまり、上位規定である定款と一緒に直さない

とまずいんじゃないかな。と私は感じています。

仲間議長：ありがとうございます。そうなってくると、定款と、どちらを先に直すのかという話になってきますので、こちらを先に制定させていただいて、定款に記載するという形で、その方が自然ではないかと思いますが、いかがでしょうか？

東京都吉沼氏：私は上位規定であるものを少なくとも同時に直すべきだというふうに考えていますがこれは私の意見かもしれません。

仲間議長：同時というのは、なかなか難しいですし、それは吉沼さんの感想なので。

東京都吉沼氏：そうするとこちらを規定すると定款と矛盾したところが出てしまうという。

仲間議長：規則とかですね、定款にしても全てそうですが、組織で運営する以上、そういうふうにもどうしても齟齬が出てくる部分、各種規程と定款が矛盾してきてしまうみたいなものがありますので、それを逐次皆様で話し合っただけで改定をしていく。それで十分だと考えております。

茨城県中島氏：先日の理事会だと思いましたが、退会の整合性については岩井監事から指摘があったと思うんです。議事録を確認していただきたいと思いますが、この整理をしないまま進むべきではないというような事を、岩井監事の方から発言があったと記憶しているんですがいかがですか。

岩井監事：退会についての効果の面、もちろん議決事項等も踏まえて十分な整理ができていないんじゃないかというご指摘を差し上げたのはご理解の通りです。

仲間議長：ありがとうございます。こちらは回答案として理事会3分の2、非常に重たい処分でもありますので、一応この形で提案をさせていただいたという状況です。先日、内閣府の人と話をさせていただきましたけれども、ある程度のことをきちんと決めておいてほしいということなので、総会議決事項の一つとして提案させていただいている状況でございますが、いかがでしょうか。

岩井監事：先ほどご質問があった規定案ではなく、処分基準は保留になったという認識でよろしかったですね。なので今回そこは議決対象ではないので、意見だけ皆さんから伺うところというふうに理解しているというのが一点、あと先ほどその定款との整合性というお話がありましたが、定款で定められている内容はこの事項については特別決議しなければならないという定めではありますけれども、他の事項を特別にしちゃいけないと言われるとそうではないので、任意に特別決議していただくにはかまいませんので。そういう意味で定款に定めを入れてなくても別に加盟団体規程の中で特別決議事項に挙げていただくのは構わないと思います。

千葉県塚本氏：確認ですが、私も会社をやっているとして、理事会決議で決めたことと、定款で定めてあること。結果的には両方訂正できることなんですけど。タイミング的に別に定款があって、その後の理事会決議したことが遅いから決議できないという、その遅い早いの話というのは多分ないと思うんですけど。後で直せばいいことなので。

奈良県樋山氏：先ほどから聞かせていただきました非常に貴重な意見もたくさん言っていただいたと思います。これは杉崎さんが非常に苦心されて、いろいろなことを勉強されて作っていただいたはずですし、生みの苦しみは皆さんわかっていると思うんです。やはり最初はいろいろ大変だと思います。皆様の意見を聞きながら、今後また継続してやっていけばいいことで、今まず公益財団化するために出さなきゃいけないんですよ。これが延びてしまうとまた1年遅れるんですよ、皆さん方それはよくわかっておられると思うんです。細かいこと言い出すと意見はいっぱいあると思います。しかしそれは大して大きな体制に影響を与えることではないと

思う。もしも、そういったことがあるのなら言っていたら、あとはこれからみんなで継続して審議していきながら、まずこれを出してやっていこうという形が一番いいのではないかと思います。

愛知県小斎氏：1つお尋ねします。第12条の会費の納入です。これは毎年4月か5月に日本連盟に払っている会費のことでよろしいでしょうか。

仲間議長：おっしゃる通りです。現状は、会費に関する規程ということで2009年に改定されていますが、年に7万円お支払いしていただいているという状況です。

愛知県小斎氏：例えば日本連盟の運営がちょっと芳しくない、その他のことについては金額の納入はないんですよね。

仲間議長：その他にお金を集めるのではないかとということですか。

愛知県小斎氏：はい。

仲間議長：それは会費に関する規程に書いてあるお金になります。

愛知県小斎氏：その会費というのは今言っている7万円だけのことなんですよ。

仲間議長：おっしゃる通りです。

愛知県小斎氏：改定する場合には金額は別に定めると、こういう理解ですね、

仲間議長：既に別規程に定められていますので、こちらに記載をしまうと、例えば会費が改定されたらこちらも改定しなければならないことになりますので金額は別に定めると書くのが適切かと思います。

愛知県小斎氏：2018年に例の問題が起きたときに、第三者委員会の提言の中に、日本連盟と都道府県の関係については、対等であると、特にお金を集めることがないようにという提言が出されていたと思うんです。だから会費だけのことについてあれば了解しますけども、それ以上がないということをお願いしたいと思います。

仲間議長：はい。いわゆる指定されている加盟金1万円。維持金7万円という形でお支払いいただいておりますが、基本的にはこれのみという形になるかと思います。

仲間議長：意見も出揃ったかと思しますので、先ほど申しました私の説明が十分でありませんでしたが、「加盟団体の処分に関する基準」に関しては、議決対象外として、「加盟団体規程」に関して決議を取りたいと思います。

また、前回の総会で反対の意見のみを取ったので、保留という意見が反映されていないのではないかとご意見いただきましたので、賛成と反対に、両方、挙手をお願いしようと思います。皆様、カメラをオンにさせていただいて、数えますので、よろしいでしょうか？

和歌山県遠藤氏：皆さんのおっしゃっている事わかるんですが、そのまず大枠を決めて、そして提出しましょう。と、いうことですがけれども、それぞれ、やはり部分部分でちょっとおかしいなと思っている方もおられることも事実ですね。そうしたら、この採決はそのおかしいと思っている人は全ておかしいと思っているわけではないかもわかりません。だから要するに公益化することについて賛成。しかし細部のこの細かいところについてはちょっとまだまだ意見交換したい。これから改正の余地があるのかと。そういうことをちょっとお聞きしたいんです。

仲間議長：ありがとうございます。内閣府には10月末には、規程が制定予定であるという形で報告をさせていただいた上で、この日程を進めておりますので、基本的には項目に関しては今日決められるという認識で進めてきておりますし、内閣府の方も認識をしております。もし今日決まらない、まだ議論が足りないという形になってしまうと、少なくとも半年とか年単位で遅れると思います。先ほどの処分に関する基準、こちらに関しては今回決めませんので、最終的にこれを決めるのは

2月の総会とか、そういった形になると思います。例えば先ほど申し上げた通り、退会とかそういった部分に関しては裁定案させていただくという形でいかがでしょうか？

和歌山県遠藤氏：結構です。

茨城県中島氏：もう1回確認させてもらいたいが、処分に関する基準の案、こちらは後日ということにしたということですか。

仲間議長：はい。後日となります。

仲間議長：質問がなければ決をとらせていただきます。

加盟団体規程に関して

反対の方は、挙手をお願いします。

6票

保留の方は、挙手をお願いします。

12票

賛成の方は、挙手をお願いします。

28票

賛成が過半数を超えておりますので、加盟団体規程に関しては可決とさせていただきます。

(2) 審議・報告事項

2. パリオリンピック代表選考方法に関して

仲間議長：背景について説明する。IBAは、東京オリンピックの時にガバナンス不全がありIOCからオリンピック競技の運営権を剥奪された。IOCのボクシングタスクフォースが運営して、予選の方法を決定し大会の運営を行った。パリオリンピックの予選方法はIBAから発表されていたが、IBAが外されることになり白紙になった。本年度9月に中国広州で行われる予定であった2022年アジア大会が、来年に延期された。先日9月前半に、この大会をアジア大陸予選に充てるとIOCから報告があった。これ以外にも、パリオリンピックの開催年と同じ年の早い時期に世界最終予選を二回行うとのアナウンスがあった。

アジア大会の選手は、男子5名・女子3名の枠をJOCから貰っていて、既に代表選考は終わっているが、来年のアジア大陸予選が選考大会になるのであれば、代表選手の選考をやり直さないといけない。

代表選考をやり直すなら、今年11月の全日本選手権が中心的大会になると考えていたが、全日本選手権の前にASBC主催のアジア選手権が開催される。先日出発したが、男女強化委員会と担当理事でこの扱いをどうするかを協議して貰った。最終的に決まった案は、アジア選手権に出場した選手と全日本選手権の優勝者がボックスオフを行って、勝者を日連が来年のアジア大会の代表として推薦する。

アジア大会の選手男子5名・女子3名の枠については、先日JOCに交渉に行って、大陸予選の内容も説明した。今回のアジア選手権の内容を勘案して増枠の交渉はさせていただくことになっている。JOCの派遣基準が、アジア大会でメダルを獲りに行くことが目標で、メダルの獲得が非常に高い選手でなければ派遣できない考えである。結論として、アジア選手権に参加した選手と全日本選手権の優勝者がボックスオフを行うという形となっている。

最終予選が2回あると申し上げたが、こちらは来年の2023年の全日本選手権の優勝者を派遣するという形で決定している。

3. 愛知アジア大会 プレ大会に関して

池端理事：2026年に愛知県でアジア大会が開かれることになっている。その前のプレ大会について以前は全日本選手権を開催する予定だったが、近年のコロナによる国体の延期や、隔年開催の期間がこの5年間であり、全日本社会人選手権と女子ジュニア大会を国体のプレ大会としていたが、ここ何大会か開催地をなかなか見つけられずに苦慮して来た。今年度は北海道の紋別の方で開催をしていただき、来年度は三重県の方で開催していただく予定だが、青森の国体のプレ大会として開かれる全日本社会人と女子大会がいまだに未定である。今回ちょうど2025年で愛知県のアジア大会のプレ大会の年となるので、愛知県アジア大会のプレ大会として全日本社会人選手権と女子ジュニア大会を実施していただくということで先日の理事会で議決をいただいた。今後、総務委員会と愛知県でこれについて協議して行きたいと考えているのでお願い致します。

愛知県小斎氏：アジア大会のプレ大会について、今初めて聞いた。日本連盟と愛知県で協議しているのか？いつどこでどのように決まったのか？

池端理事：アジア大会のプレ大会を愛知県で開催することが決定したわけではなく、日本連盟として愛知県の方にそれを打診するということが決定した段階である。今後、総務委員会と愛知県とで話し合いをしながら開催に向けて進めていくということが理事会で決定したということの報告である。

愛知県小斎氏：今後の話し合いということか？こういう決まってないことを出されると予算もないから参ってしまう。日連と県連がしかるべき話をもってから公表して欲しい。

池端理事：以前、理事会と総会で全日本選手権をお願いすることは決定していた。それが、全日本選手権という大会から社会人選手権という大会に変更したことのご報告だったことと、総務委員会の原氏から愛知県のどなたかに話していると思う。小斎先生に話しが耳に入っておらず失礼しました。もう一度きちんとした形でご報告できるようにしたいと思います。

仲間専務：アジア大会のプレ大会は、ボクシング競技だけおこなわれるということではない。

愛知県小斎氏：国体の時にちらっとは聞いた。ただし、愛知県の事務局がそういった予算を出して欲しいと要望があったから、それは出来ないということで保留にしたいみたいである。

4. その他

◎訴状について

仲間議長：残念な報告がある。9/21付けで東京地方裁判所から当連盟に対して訴状が届いた。訴状の内容は、令和4年6月21日に開催された定時総会の第2号議案、理事の一括選任の決議について、取り消して欲しい旨の訴状である。非常に残念である。訴状を起こして来られているのは、正会員である中島氏である。連盟内でこのようなことがあるのはとても残念である。

◎国体のユニフォーム規程について

池端理事：先日のとちぎ国体中に、国体のユニフォーム規程にボクシング競技が抵触していることがわかった。事務局の方から改めてちゃんとした形で文書として発出させていただく。国体の競技用ユニフォームに関する規定があり、県都道府県の種別又は都道府県で統一したもので競技しなければならないという規定がある。現在、多くの都道府県選手は、学校や所属先のユニフォームを着用している。

国体のユニフォーム規程なので、来年度以降は規程通りに統一する必要がある。スポンサー名とか学校名が入ってはいけないみたいで、個人のユニフォームを使用してはいけないということである。皆さんがお集りの機会なので事前にお話しさせていただいた。このことについて、正式に都道府県に発送させて頂くのでお願いいたします。

◎質問・意見

千葉県塚本氏：今日、加盟団体規程案が取れた形になったと思うが、最終決定の通知は各団体に対していつ頃になる予定か？

仲間専務：なるべく早くと考えている。

千葉県塚本氏：内閣府に大枠を出して、公益化を進めて欲しい。

岡山県西山氏：確認だが、公益社団法人を目指しているので良いか？

仲間専務：公益社団法人である。

以上